二三〇　高速自動車国道に関する件　二九　三
二三一　砂防法第二条の土地を指定する件　二九　三
二三二　高速自動車国道に関する件　三〇　六
二三三　港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針　三〇　67　八一
二三四　秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇　67　九三
二三五　東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇　67　九三
二三六　佐賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇　67　九三
二三七　久米島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇　67　九四
二三八　運輸審議会件名表に登載された件　三〇　67　九六
二三九　自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令別表第一備考の告示で定める金額を定める件　三〇　特23　一六六
二四〇　自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準の一部を改正する告示　三〇　特23　一六六
二四一　被害者保護増進等事業に必要な費用に充てる自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める告示　三〇　特23　一六七
二四二　砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件　三一　五
二四三　砂防法第二条の土地を指定する件　三一　五
二四四―二四七　砂防法第二条の土地を指定する件　三一　五

二四八　特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件　三一　六
二四九　測量法第三十四条の規定に基づく作業規程の準則の一部を改正した件　三一　六
二五〇　筑後川水系ダム群連携事業に関する事業実施計画を認可した件　三一　六
二五一―二五四　都市計画に関する件　三一　六
二五五　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　三一　七
二五六―二五九　高速自動車国道に関する件　三一　七
二六〇　道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示　三一　68　二三四〇
二六一　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の一部を改正する告示　三一　68　二三四一
二六二　自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示　三一　68　二三五
二六三　環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を指定する告示　三一　68　二三五
二六四　道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示　三一　68　二三六〇
二六五　対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示　三一　68　二三六二
二六六　河川法の規定により一級河川の指定を変更する件　三一　68　二三六六
二六七　河川法の規定により指定区間を変更する件　三一　68　二三六六
二六八　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習機関の講習委員を変更する件　三一　68　二三六八
二六九―二七三　昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する件　三一　68　二三七〇
二七四　平成十年建設省告示第千四百五十六号の一部を改正する告示　三一　68　二三七〇
二七五　特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示及び特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針の一部を改正する告示　三一　68　二三七〇
二七六　水防法第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号の一部を改正する件　三一　68　二三七三
二七七―二七九　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件　三一　特25　三六八
二八〇　日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を変更する件　三一　特25　三六七
二八一　租税特別措置法施行令に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改正する件　三一　特25　三六三

二八二　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示　三一　特25　三六三
二八三　租税特別措置法第三十七条第一項の表第五号及び第六十五条の七第一項の表第五号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示　三一　特25　四〇〇
二八四　平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件　三一　特25　四〇七
二八五　平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件　三一　特25　四〇七
二八六　令和二年国土交通省告示第四百九十一号を廃止する告示　三一　特25　四〇八
二八七　地方税法施行規則に規定する船舶を定める告示の一部を改正する告示　三一　特25　四〇八
二八八　地方税法施行規則に規定する証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する告示　三一　特25　四〇八
二八九　地方税法施行規則附則第三条の二の二十一第一項の規定に基づき、平成三十年国土交通省告示第九百十三号の一部を改正する件　三一　特25　四一〇
二九〇　地方税法施行規則附則第七条第十五項及び同条第十六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める告示　三一　特25　四一二